

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和八年度答申第四号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和八年七月十三日

広島県知事 横 田 美 香

諮問庁：A町長

諮問日：令和6年12月16日

(令和6年度諮問第9号)

答申日：令和8年6月26日

(令和8年度答申第4号)

答申内容

第1 広島県行政服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和6年7月11日付けで審査請求人から提起のあった、A町長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、令和6年度軽自動車税（種別割）の賦課決定処分（車両番号：B〇。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（A町長）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年11月29日付けで審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）第3の1に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和6年12月16日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求を棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 基本的事項

ア 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の軽自動車の所有者に対し、当該軽自動車の主たる定置場所在の市町村が課することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第443条第1項及び第463条の16並びにA町税条例（平成○年A町条例第○号。以下「条例」という。）第○条及び第○条）。

イ 自家用の乗用車に係る軽自動車（種別割）については、1台につき税率が決められている。四輪以上の軽自動車に対して課する額は、年額10,800円とされている（法第463条の15第1項第2号ハ(1)（ii）及び条例第○条）。

ウ ただし、三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車税の種別割の税率は、年額12,900円とされている（法附則第30条並びに条例附則第○条）。

エ 商品であって使用しない軽自動車に対しては種別割を課しないとされている（条例第○条）。

オ 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村長の条例の定めるところにより、種別割を減免することができることと定められている（法第463条の23）。

(2) 後記物件目録記載の軽自動車（以下「本件車両」という。）に係る軽自動車税（種別割）の賦課については、次のとおりである。

ア 賦課期日である令和6年4月1日において、本件車両の所有者は審査請求人であり、当該車両に係る軽自動車税（種別割）申告書の納税義務者欄及び所有者欄は、審査請求人となっていた（法第443条第1項及び第463条の16並びに条例第○条及び第○条）。

（物件目録）

車両番号 B○

車名 甲

登録年月日 令和4年○月○日

有効期間の満了する日 令和5年○月○日

種別 軽自動車

用途 乗用車（自家用）

内燃機関の燃料 ガソリン

イ また、本件車両の自動車検査証の有効期間は令和5年○月○日で満了したものの、本件車両に関する異動情報はなかった。軽自動車（種別割）は軽自動車を所有していることに対して課税される税金であり、当該軽自動車に乗ることができ

る状態であったか否かはその要件とされていない（法第443条第1項及び条例第○条）。

ウ したがって、本件処分は、法及び条例の定めるところに従って適正になされており、違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 使用することのできない車両への課税は無効であるとの主張について

審査請求人は、本件車両は賦課期日である令和6年4月1日においては、自動車検査証の有効期間を経過しており、運行の用に供することができない状態であったことから、使用することのできない車両への課税は無効であると主張している。

しかしながら、軽自動車税（種別割）は法第443条第1項及び条例第○条の規定により、当該軽自動車の所有者に課するとされている。また、種別割の賦課徴収に関し課税免除とされるものは、商品であって使用しない軽自動車に限られており、種別割の減免にあつては法第463条の23のとおりとされている。本件処分においてみるに、令和6年4月1日（賦課期日）において審査請求人は、現に本件車両を有し、軽自動車税（種別割）申告書の納税義務者欄及び所有者欄は審査請求人となっている。また、前記のとおり、軽自動車税（種別割）は当該軽自動車を所有していることに課される税金であるため、当該軽自動車に乗ることができる状態であったか否かはその要件とはされていない。よってこの点に関する審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 賦課期日前に処分庁に納付できない旨を通知しているとの主張について

審査請求人は、賦課期日前の令和6年3月中旬頃に三度にわたってA町役場を訪問し、そのうちの一度でA町税務課長と面談し、本件車両が令和5年○月末で車検が切れ、運行の用に供することができない状態であり、令和6年4月1日（賦課期日）にはただの鉄のかたまり状態で、それらに要する費用ができるまでは対処できない事由があるから、請求されたとしても納付できない旨を処分庁へ通知していると主張している。

しかしながら、審査請求人が処分庁に対して賦課期日以前に本件車両の状態を通知していたことは、軽自動車税（種別割）の賦課決定とは無関係のことであるため、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和6年12月16日）

2 第1回審議（令和8年5月26日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和8年6月26日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法

第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方団体 道府県又は市町村をいう。

二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。

六 納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となつた法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第442条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。

第443条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

第463条の15 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

二 軽自動車及び小型特殊自動車

ハ 四輪以上のもの

(1) 乗用のもの

(ii) 自家用 年額 10,800円

3 市町村は、第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車及び小型特殊自動車のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難いものについては、同項各号の区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元により区分を設けて、種別割の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定

を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

第463条の16 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

第463条の19 種別割の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。

第463条の23 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、種別割を減免することができる。

附則第30条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（……）、天然ガス軽自動車（……）、メタノール軽自動車（……）、混合メタノール軽自動車（……）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（……）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が最初の第444条第3項に規定する車両番号の指定（……）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第463条の15第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第2号ハ(1)(ii)	10,800円	12,900円
(略)	(略)	(略)

(2) 条例

第〇条 町税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第〇条 町税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 軽自動車

(4)－(6) (略)

第〇条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

第〇条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

自家用 年額 10,800円

第〇条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。

第〇条 商品であって使用しない軽自動車に対しては、種別割を課さない。

附則第〇条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（……）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第2号ア(ウ) a	(略)	(略)
	10,800円	12,900円
(略)	(略)	(略)

(3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第58条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。……）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

(4) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人は、本件車両を所有しており、自動車検査証の有効期間は令和5年〇月〇日で切れていた。

イ 令和6年度自動車税種別割の賦課期日である令和6年4月1日現在において、本件車両の所有者は審査請求人であり、本件車両の主たる定置場はA町である。

ウ 処分庁は、本件車両について、法第443条第1項及び第463条の16及び第463条の19並びに条例第〇条及び第〇条の規定を適用して、審査請求人に対して、令和6年4月15日付けで本件処分を行った。

エ 審査請求人は、令和7年7月11日付けでA町長に対し本件処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

(2) 判断

ア 本件処分の適法性について

(ア) 審査請求人は、本件車両は賦課期日である令和6年4月1日においては、自

自動車検査証の有効期間を経過しており、運行の用に供することができない状態であったことから、使用することのできない車両への課税は無効であると主張している（道路運送車両法第58条第1項）。

しかしながら、当該軽自動車税（種別割）は法第443条第1項並びに条例第○条の規定により、当該軽自動車の所有者に課するとされている。また、種別割の賦課徴収に関し課税免除とされるものは、商品であって使用しない軽自動車に限られており、種別割の減免にあたっては法第464条の23のとおりとされている。

本件処分においてみるに、令和6年4月1日（賦課期日）において審査請求人は、現に本件車両を有し、軽自動車税（種別割）申告書の納税義務者欄及び所有者欄は審査請求人となっている。また、前記のとおり、軽自動車税（種別割）は当該軽自動車を所有していることに課される税金であるため、当該軽自動車に乗ることができる状態であったか否かはその要件とされていない。

よって、この点に関する審査請求人に対して行った本件処分に違法又は不当な点はない。

- (イ) 審査請求人は、賦課期日前の令和6年3月中旬頃に三度にわたってA町役場を訪問し、そのうちの一度でA町税務課長と面談し、本件車両が令和5年○月末で車検が切れ、令和6年4月1日（賦課期日）には運行の用に供することができない状態であり、また、それらに要する費用を工面するまで対処できない事由があるから、軽自動車税（種別割）を請求されたとしても納付できない旨を処分庁へ通達していると主張している。

しかしながら、このことが事実であるとしても、当該事実は本件処分の違法又は不当の判断を左右するものではないため、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

- (ウ) したがって、賦課期日に本件車両の所有者である審査請求人に対して行われた本件処分について、何ら違法な点はない。

- (エ) 以上により、本件処分を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 上記のほか、一件記録を見分したところ、本件処分が違法又は不当であることを推認させる事実又は根拠は見受けられない。

ウ したがって、本件処分については、違法又は不当な点はなく、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委 員（部会長）	酒 井	朋 子
委 員	手 塚	貴 大
委 員	岩 元	裕 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。